

法学部法学科の教員養成に対する理念・構想

法学部は、理念的には自律的で理性的な存在である個人が必要最小限の規制以外は自由に活動することを前提とし、仮に何らかの紛争が生じた場合、究極的にはそれがすべて裁判所に持ち込まれること（憲法と法律に基づいて処理すること：法の支配）を前提に準備がなされなければならない社会状況にあるという現状認識のもと、本学の校訓「三実」（「真実」・「実用」・「忠実」）という建学の精神を踏まえ、広く社会で活躍できる人材養成を目的とする。この目的を達成するために、1年次には、すべての学生に共通する「法律学及び政治学」に関する基礎的科目を配置し、その後、司法コース、法律総合コース又は公共政策コースのうちから1つのコースを「主体的に選択する」体制をとっており、また、1年次から少人数の間で主体的に議論を行い、「間主観的（間主体的）かつ動的」に「最適値」に接近しつつ最終決定を行うプロセスを体験できる演習を設定している。このカリキュラムは、それに従って主体的に学修することを通じて法律学及び政治学に関する基礎知識を兼ね備えた「自律的で理性的な存在」となる人材の育成が可能となるように構築されている。

このような教育課程を基盤として、法学部では、現在の社会情勢を踏まえた活動（憲法と法律に基づく処理）ができ、また、法の支配が行き届いた環境を形成するために、「自律的で理性的な存在」となるための方策を考案できる教員を、中学校社会科、高等学校地理歴史科、高等学校公民科を通して養成する。

法学部法学科に教職課程を設置する趣旨

○中学校教諭一種免許課程（社会）の設置趣旨

法学部において社会科教員をめざす学生は、必要最小限の規制以外は自由に活動することを前提とし、仮に何らかの紛争が生じた場合、究極的にはそれがすべて裁判所に持ち込まれることを前提に準備がなされなければならない現在の社会状況を理解し、その時点で自らが「真に正しい」と考えられる解決策を提案し、別の者もまた「真に正しい」と考えられる解決策を提案する状況中で、間主観的（間主体的）かつ動的に社会全体として「最適値」となる政策が立案されなければならないことを前提として活動できる人材となることが予定されている。法学部は、そうした資質をもった社会科教員を養成し、中学校の教育現場に送り出していくことが、法学部に中学校教諭（社会）の免許課程を設置する理由である。

○高等学校教諭一種免許課程（地理歴史）の設置趣旨

法学部においては、理念的には自律的で理性的な存在である個人が必要最小限の規制以外は自由に活動することを前提とし、仮に何らかの紛争が生じた場合、究極的にはそれがすべて裁判所に持ち込まれることを前提に準備がなされなければならない社会状況となった現在において、「なぜこのような社会になったのか」について、有史以来の歴史的及び／又は地理的経緯を踏まえて位置づけることができる人材を養成する。法学部の専門教育においては、法律学及び政治学において用いられる概念を研究することになるが、この研究において、単に現在通用している概念のみを射程に入れたものではなく、歴史的経緯を踏まえた研究及び比較法的な研究が行われている。このような研究に接することによって、歴史的及び／又は地理的視点が現在の概念に大きな影響を及ぼしていることについて認識するようになる。

法学部は、学生が上記の法学及び政治学の研究スタイルを学習することによって、歴史的及び／又は地理的視点が現在に及ぼす影響を体得した地理歴史科教員を養成して、教育界に貢献する。

○高等学校教諭一種免許課程（公民）の設置趣旨

法学部は、理念的には自律的で理性的な存在である個人が必要最小限の規制以外は自由に活動することを前提とし、仮に何らかの紛争が生じた場合、究極的にはそれがすべて裁判所に持ち込まれることを前提に準備がなされなければならない社会状況を踏まえ、その時点で自らが「真に正しい」と考えられる解決策を提案し、別の者もまた「真に正しい」と考えられる解決策を提案する状況の中で、間主観的（間主体的）かつ動的に社会全体として「最適値」となる政策の立案プロセスを構想する能力の養成を目的とする。また、そうした能力を備えた公民科の教員を養成し、学校現場に送り出すことは、社会の構成員が「自律的で理性的な存在」であることを前提として構築された現在の社会を維持していくために必須の事項となる。